

令和2年度 医学部入学定員増について

1. これまでの経緯

- 昭和57年及び平成9年の閣議決定により、医学部の入学定員を7,625人まで抑制。
- 平成18年の「新医師確保総合対策」により医師不足が深刻な都道府県(青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重)について各10人、平成19年の「緊急医師確保対策」により全都道府県について原則として各5人の入学定員を増員。これらにより、平成20年度の入学定員を7,793人に増員。
- 「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、平成21年度の入学定員を8,486人に増員。
- 平成22年度から令和元年度は、地域の医師確保等の観点から、下記の3つの枠組みで9,420人まで増員した。

※平成28年度に開設した東北医科薬科大学医学部(100人)、平成29年度に開設した国際医療福祉大学医学部(140人)含む。

※「新医師確保総合対策」及び「緊急医師確保対策」による、平成29年度で終了する臨時定員(317人)については、令和元年度まで、地域枠として再度の定員増を可能としたところ。

2. 平成22年度以降の増員の枠組み(令和2年度も同様)

1. 地域の医師確保の観点からの定員増(地域枠)

都道府県が都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に基づき奨学金を設け、大学が地域医療を担う意思を持つ者を選抜し、地域医療等の教育を実施。【元年度まで計927人増】

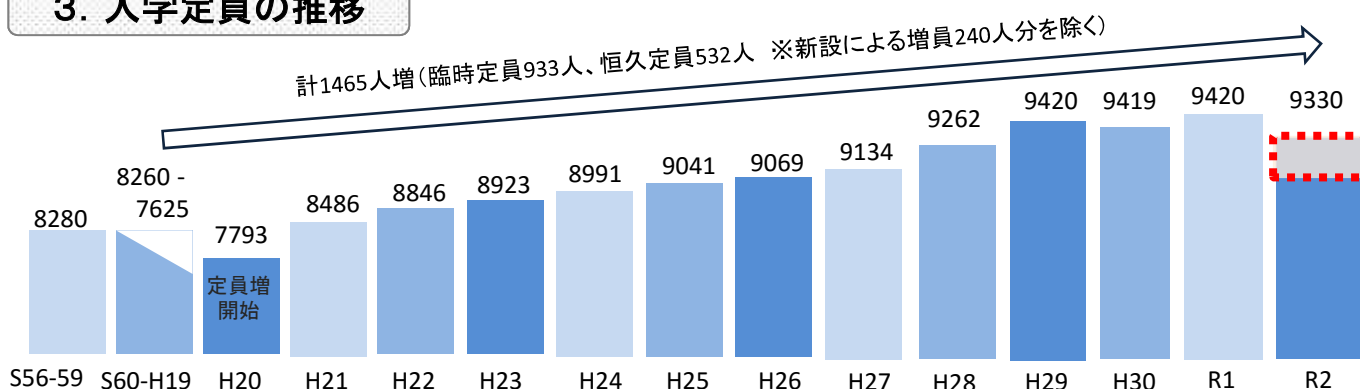
2. 研究医養成のための定員増(研究医枠)

複数の大学と連携し、研究医養成の拠点を形成しようとする大学で、研究医の養成・確保に学部・大学院教育を一貫して取り組む各大学3人以内の定員増。【元年度まで計40人増】

3. 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例による定員増(歯学部振替枠)

歯学部を併せて有する大学が当該歯学部の入学定員を減員する場合の定員増。【元年度まで計44人増】

3. 入学定員の推移



4. 増員期間

令和3年度までの間

(令和2年度～3年度は令和元年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持。)